

サービス付き高齢者向け住宅整備事業 交付申請要領【補足資料】

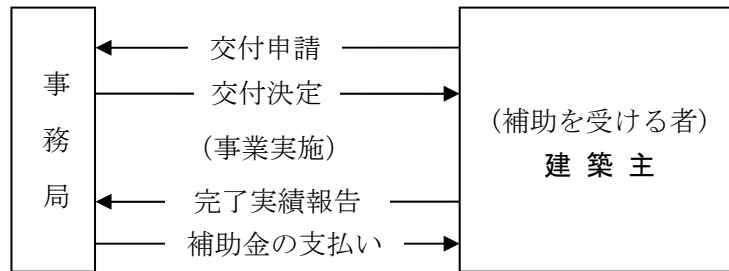
サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局

※建築主が複数となる場合のご案内です。該当しない事業では参照の必要はありません。

1. 補助事業の実施体制

補助事業者は、補助対象事業費を負担する者です。本整備事業の場合は、建築主が補助事業者となります。ただし、建築主JVのように共同して事業を行うため建築主が複数いる場合には、共同事業を代表する代表建築主を決め、この代表建築主が交付申請手続き等を行ってください。

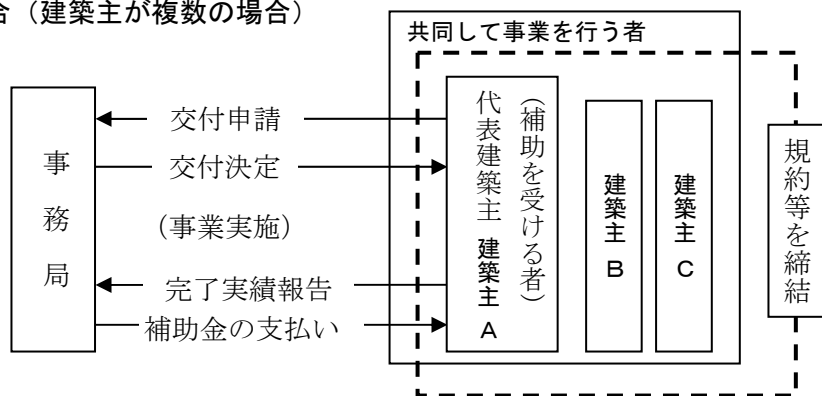
①建築主が単独の場合



*支払いは、補助を受ける者が指定した口座（1ヶ所）に振り込まれます。

*この場合は、本資料に基づく書類の提出は必要ありません。

②共同して事業を行う場合（建築主が複数の場合）



*共同して事業を行う者同士の関係は、共同して事業を行う者同士で決定し、規約等を締結して交付申請時に届け出てください。

*支払いは、代表建築主が指定した口座（1ヶ所）に一括して振り込まれます。

重要な注意

- ・ひとつの補助事業で複数の者が別々に交付申請等を行うことはできません。
- ・共同して申請した者でも建築主でない者が補助を受ける者となることはできません。

2. 追加提出する書類

共同して事業を行う場合には、交付申請の際に、以下の書類を追加添付してください。

- ①共同事業届（押印（実印）済原本）
- ②補助金交付に係る確認書（押印（実印）済原本）
- ③共同事業者の印鑑証明書の原本（交付申請日の3ヶ月前以降のもの）
- ④共同して事業を行う者の規約押印（実印）原本の写し

※原本は規約締結者間にて保管されること

- ⑤共同して事業を行う者の一覧表・組織図

*①、②についてはWEB申請画面にて作成してください。

*④、⑤の書式は任意です。④については次項に従ってください。

3. 共同して事業を行う者の規約について

複数の建築主が共同して事業を実施する場合には、次の内容を含む規約を結び、写しを事務局に届け出ていただきます。これによりがたい事情がある場合には、事務局に相談してください。

- ・補助事業の誠実な実行について、共同して事業を行う者全員の合意があることが確認されるものであること。
- ・交付申請手続き等は共同事業者の代表建築主(補助を受ける者)が行うこと。
- ・共同して事業を行う者の全員が、補助金の受領を代表建築主に委託していること。
- ・補助金受領後の清算方法として、受領した補助金を、代表建築主から共同して事業を行う者に補助金相当分が支払われることの定めがあること。

規約記載例

【注意】ここに掲げる規約は例示です。この通りに作成することは求められていません。共同事業の実施によりトラブルが生じた場合は、当事者間で解決していただくことが必要となります。それぞれの事情にあわせ適切な規約を締結してください。

サービス付き高齢者向け住宅整備事業費補助金における共同事業実施規約

令和●●年●月●日

交付申請事業名： ●●●●

甲：補助を受ける者 ●●●● (実印) 住所

乙：共同事業者 ●●●● (実印) 住所

・・・例示した以外の条項については、当事者間にて必要な事項を検討し記載すること・・・

(補助金交付への協力)

第〇条 甲と乙は、本規約により建築する建物（以下「本建物」という。）が、国土交通省（以下「所轄官庁」という。）所轄のサービス付き高齢者向け住宅整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付要件を満たすことを前提に設計された建物であり、本補助金の交付を受けるための所要の手続きを、両者協力して共同で行うことを確認する。

2. 本事業において補助対象とする費用について、国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）及び介護保険給付又は医療保険給付の対象費用を含むものでないこと、補助対象とした住宅においては、国のほかの補助金や交付金を受ける費用の申請は行えないことを確認する。

(交付申請)

第〇条 甲と乙は、本規約締結後、速やかに、本建物に関する本補助金の交付申請（以下「本申請」という。）を共同して行うものとする。

2. 本補助金の申請から受領に要する諸手続きは、甲及び乙を代表して甲が行うものとする。

(工事代金への充当)

第〇条 本補助金の受領については、甲及び乙を代表して甲が行うものとし、甲は受領した補助金を、本補助金が補助対象とした工事における甲及び乙の建築工事費用に直ちに充当するものとする。

2. 甲は前項の充当後、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

(不承認の場合)

第〇条 本申請にもかかわらず本補助金の不交付が確定した場合には、交付を前提として定めた建築工事請負代金の支払いについては、甲及び乙によって誠実に協議するものとする。